

台湾向け輸出食品に関する証明書発行事務処理要領

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、台湾では日本産食品の輸入規制が導入され、平成27年5月15日より日本から台湾へ輸出される食品について、産地証明書の提出が必要となったことから高知県で産出され、台湾に輸出する食品について、高知県における証明書の発行条件及び手続きについて必要な事項を下記のとおり定める。

第1 証明書の発行対象となる食品

高知県において生産または収穫、または最終加工され、台湾に輸出される食品（酒類を除く）。

第2 証明書の申請手続

(1) 申請者

証明書の発行を申請することができる者は、高知県において生産または収穫、または最終加工された食品（酒類を除く）を輸出しようとする者。ただし、申請者又はその代理人は、日本国内に事務所を有する者とする。

なお、代理人が証明書の発行を申請する場合は、輸出しようとする者が作成した別記様式1の委任状を提出するものとする。

(2) 申請方法

申請者は、申請書類を下記(3)に送付又は持参することとする。

なお、申請者が郵送での証明書の交付を希望する場合、返信に要する経費は、申請者が負担することとする。

(3) 申請先

高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課

高知県水産振興部水産業振興課（水産物及び水産加工品等）

(4) 提出書類

ア 申請書

(ア) 別記様式2の輸出食品に関する証明申請書

(イ) 別記様式3の証明書に英語表記により必要事項を記入したもの

イ 添付書類

申請者は、証明の申請に当たり、別表1に掲げる確認書類等を添付するものとする。また、加工品については、別記様式4を添付するものとする。

第3 申請内容の審査

県は、申請者が提出した書類を確認し、輸出貨物、輸出先国等及び産地について、次に定める項目を審査する。

(1) 輸出貨物の特定及び輸出先国等の確認

全ての証明に当たって、次の事項を確認する。

- ① インボイスの番号
- ② 商品名、数量、重量及び包装形態
- ③ 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名
- ④ 輸出業者の名称及び所在地
- ⑤ 輸入業者の名称及び所在地

(2) 産地

生産、収穫、加工施設の名称及び所在地。加工品については主原料生産地。

第4 現地確認その他必要な調査の実施

県は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

第5 証明書の発行

県は、申請者から提出された申請書類等を審査し、証明する内容について確認できた場合は、第2により提出された証明書に必要事項を記入し、署名（代理人を含む。）及び押印して交付するものとする。

第6 証明にかかる手数料

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則第4条第9号の規定により免除する。

付則

- 1 この要領は、平成27年5月29日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年1月31日から施行する。
- 3 この要領は、平成31年4月12日から施行する。
- 4 この要領は、令和3年5月27日から施行する。
- 5 この要領は、令和4年6月6日から施行する。

(別表1)

	確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できればよい)
輸 出 貨 物 等	インボイスの番号 商品名、数量、重量及び包装形態 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名 輸出業者の名称及び所在地 輸入業者の名称及び所在地 具体的な商品	・インボイス（送り状） ・B/L(船荷証券)若しくはAWB（航空運送状） ・パッキングリスト ・積戻し許可通知書 ・輸入許可通知書 ・商品ラベルのコピーや商品の写真
産 地	生産・加工施設の名称・所在地	・商品ラベルのコピーや写真 ・販売者名及び製造所固有の記号の記載がある商品表示、製造所固有の記号に係る食品衛生法の規定に基づく届出書、納品書等（注1）及び営業許可証等（注2） ・輸出される食品に関する確認書（別記様式5：注3）

注1：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類（インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書）を含む。

注2 製造所固有の記号に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく届出に係る書類等が入手できない場合、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。

注3 申請者が生産者・製造者の場合には確認書（別記様式5）は不要とする。